

発表事項

- 1 電子カルテ情報共有サービスの法施行に伴う支払基金定款の一部変更等
- 2 令和8事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 3 令和8事業年度認可事業特別会計医師手当業務準備勘定予算、事業計画及び資金計画等
- 4 令和8事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 5 令和8年1月審査分の審査状況
- 6 令和8年2月審査分の特別審査委員会審査状況

令和8事業年度認可事業特別会計医師手当業務準備勘定予算、事業計画及び資金計画等

認可事業特別会計医師手当業務準備勘定の設置

- 医師手当事業関係業務の開始に向けて、支払基金は令和8年2月からシステム開発に着手している。
- 令和7年度補正予算により支払基金におけるシステム開発予算として、国庫補助金が11億6千万円措置された（令和7年度分は約5千万円、令和8年度分は約11億1千万円）。
- 令和7年度は、医師手当業務に係る特別会計の財務及び会計に関する省令が（以下「財会省令」という。）施行されていなかったことから、認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定において経理している。なお、当該勘定については、システム開発・改修等の経費のみを経理する勘定として整理している。
- 令和8年度以降は職員を配置して医師手当関係の準備業務を行うが、新たな特別会計を設置するための財会省令の施行は、医師手当事業関係業務に係る法律の施行（令和10年度を予定）と同時期になることから、令和9年度までは認可事業特別会計に「医師手当業務準備勘定」を設置し区分経理することとする。

令和8事業年度認可事業特別会計医師手当業務準備勘定予算、事業計画及び資金計画等

特別会計規程の基本的事項の一部変更

第四 勘定区分等の三 認可事業特別会計の勘定区分に「医師手当業務準備勘定」を追加する。

事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項の規定に基づく事業として、医師手当事業創設に係るシステム開発を行う。

- ・令和8年度においては、職員諸給与30百万円、システム開発経費等の管理諸費1,077百万円の計1,107百万円を予定している。
- ・事業（開発経費等）に要する財源は、国庫からの医療施設運営費等補助金1,107百万円を予定している。

医師手当業務準備勘定収入支出予算

収入

医療施設運営費等補助金を計上

単位：百万円

1,107百万円

医療施設運営費等補助金

1,107

雑収入

0

支出

システム開発経費、事務所賃借料等及び人件費を計上

1,107百万円

職員諸給与

30

管理諸費

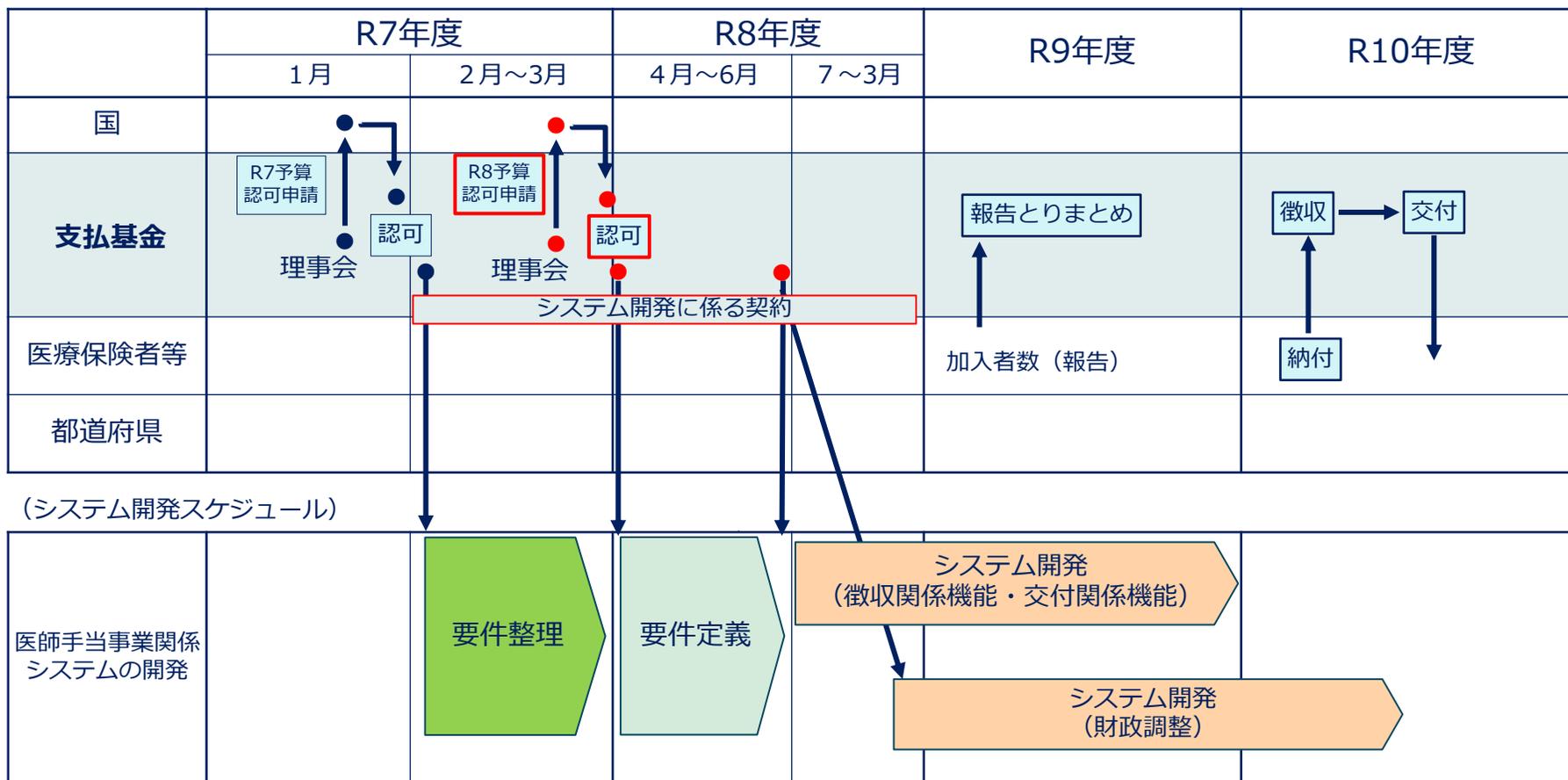
1,077

（システム開発経費 1,072百万円
その他の経費 5百万円）

予備費

0

【参考】医師手当事業のスケジュール（予定）



- ・ 1段階目：令和10年度の徴収開始までに必須である医師手当拠出金の徴収及び交付関係機能の開発
- ・ 2段階目：令和10年度以降に実施することとなる後期高齢者支援金・交付金及び前期高齢者納付金・交付金に係る開発

参照条文

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（区分経理）

第一百四十三条 支払基金は、高齢者医療制度関係業務に係る経理については、第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する業務ごとに、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

医療法等の一部を改正する法律による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

（機構の業務）

第二十四条 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達するため、次に掲げる業務（以下「医師手当事業関係業務」という。）を行う。

- 一 医療保険者等から医師手当拠出金等を徴収する業務
- 二 都道府県に対し、医師手当交付金を交付する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

医療法等の一部を改正する法律 附則

第六条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日^{※1}」という。）以後にあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構。附則第十三条及び十四条において同じ。）は、第九号施行日^{※2}前においても、第六条の規定（附則第一条第九号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十四条各号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

※1 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

※2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日